

税務

法律・労務対策事例版

No. 1725

12月の税務

《もくじ》

1. 給与所得の年末調整
調整の時期・本年最後の給与の支払をするとき
2. 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
提出期限・本年最後の給与の支払を受ける日の前日
3. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限・12月10日
4. 固定資産資産税（都市計画税）の第3期分の納付
提出期限・12月中の市町村の条例で定める日
5. 10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所得税）・法人住民税
申告期限・2020年1月6日
6. 1月、4月、7月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限・2020年1月6日
7. 4月決算法人の中間申告（法人税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限・2020年1月6日
8. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限・2020年1月6日

◎税務のニュース

政府／新ポイントに2,500億円／五輪後、番号カードで25%還元 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

令和元年 年末調整の仕方

1. 年末調整とは …3
2. 年末調整の対象となる人 …3
3. 令和元年の年末調整のスケジュール…4
4. 年末調整の必要書類や作成書類 …4

▲中小企業経営者のための豆知識

賞与計算

1. 賞与（ボーナス）とは …10
2. 賞与計算・給与計算のやり方の違い…10
3. 賞与の社会保険料の計算 …11

○中小企業経営者のための法人税入門

第4章【税額計算と申告・納付】

2 同族会社に対する特別な税金

1. 同族会社の定義と判定基準 …14
2. 特定同族会社の判定基準 …15

◆青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○期末 …17

◇中小企業経営者のための仕訳の実例

◎別途積立金の仕訳

1. 別途積立金とは
- (1) 別途積立金の定義・意味など …18
2. 別途積立金の決算等における位置づけ等
- (1) 別途積立金の財務諸表における区分表示と表示科目 …18

令和元年 年末調整の仕方

令和元年（2019年）も暮れに差し掛かり、令和最初の年末調整の時期が近づいてきました。会社で給与計算を行っている担当者の方にとって、年末調整は今年最後の一大イベントのはずです。毎年行われる「年末調整」では、申告漏れや記入ミスなどのトラブルが発生しないよう、余裕を持って取り組みましょう。

今回は、令和元年の年末調整における変更点や注意点について解説します。

1. 年末調整とは

会社は、従業員に支払う給与（賞与含む）から所得税を徴収しますが、これを「源泉徴収」といいます。この源泉徴収は、支払われる給与金額を元に計算されています。従業員が支払う保険費用など、控除される税金の金額は含まれません。その年の1月から12月までの1年間に支払われる給与総額と、控除される税金の金額を再計算して、所得税の過不足を精算します。余分に源泉徴収していた場合は、その差額が従業員に還付されます。この再計算によって納税金額を確定することを「年末調整」といいます。

年末調整は、文字どおりその年の最後に給与支払いをする12月最終日に行います。ただし、年の途中で死亡した場合や再就職が難しいと見込まれる心身の障がいのために退職した場合などは、最後に給与を支払う際に調整を行います。

年末調整では、従業員の昇給・減給や家族構成の変更、転職や前述の保険料など給与以外の控除を含めて確定した金額と、既に源泉徴収した金額とを比較します。多く徴収している場合は還付し、不足している場合は不足分を徴収します。

なお、年末調整は給与所得に限って行いますので、所属企業以外の事業所得や不動産所得など会社から支払われている給与以外の所得がある場合は、あらかじめ確定申告を行うことになります。

2. 年末調整の対象となる人

年末調整の対象となるのは、年末まで会社に在籍している人です。ただし、12月に支給されるべき給与等の支払い後に退職した人や死亡退職した人、心身の障害で退職後再就職できない人などは、年末に在籍していなくても年末調整の対象になります。

年間の給与収入が2,000万円を超える従業員については、年末調整はできません。本人が確定申告する必要があります。

なお、年末調整をするためには、給与所得者の扶養控除等申告書を提出していることが条件になります。給与所得者の扶養控除等申告書は、扶養控除などの諸控除を受けるために必要になる書類です。

3. 令和元年の年末調整のスケジュール

令和元年の年末調整のスケジュールは、例年と特に変わりません。大まかな年末調整のスケジュールは、以下のようになります。

① 申告書用紙等の準備（11月中旬頃）

年末調整に必要な源泉徴収簿、法定調書、申告書用紙等の書類は、手引き（「年末調整のしかた」）と一緒に税務署から会社宛に郵送されます。書類が届いたら内容を確認しましょう。

② 申告書用紙を従業員に配布（11月中旬～下旬頃）

給与と所得者の扶養控除等申告書、保険料控除申告書及び配偶者特別控除申告書を必要に応じて従業員に配布し、記入して提出するよう指示します。

③ 申告書用紙を従業員から回収（11月下旬頃）

従業員から申告書用紙を回収し、記載内容のチェックを行います。

④ 所得税の計算（12月上旬～中旬頃）

12月の給与が確定すると、年間の給与額や賞与額、社会保険料、源泉徴収額も確定します。確定した年間の給与等の総額をもとに正しい所得税額を計算し、差額を精算します。

⑤ 税務署や役所に提出する書類の作成（翌年1月）

税務署に法定調書（源泉徴収票、支払調書）を、従業員の住所地の役所に給与支払報告書を提出します。

4. 年末調整の必要書類や作成書類

年末調整の際には、さまざまな書類が必要になります。年末調整で使う書類や税務署等に提出しなければならない書類は、以下のとおりです。

・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（マル扶）

従業員が年末調整において配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除などを受けるために必要な書類です。マル扶を提出しないと年末調整が受けられないので、配偶者や扶養親族がいない人なども含め、年末調整の対象になる人は全員提出しなければなりません。

マル扶の提出期限はその年の最初の給与支給日なので、年末調整時に翌年分のマル扶を従業員に記入させる会社が多いと思います。この場合、年末調整時に当年分のマル扶と翌年分のマル扶の両方を従業員に配布し、当年分については変更がないかどうか確認してもらい、翌年分については翌年の状況をふまえて記入してもらうことになります。

・保険料控除申告書（マル保）

従業員が年末調整において生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除を受けるために必要な書類です。

・配偶者特別控除申告書（マル配）

従業員が年末調整において配偶者控除や配偶者特別控除を受けるために必要となる書類です。

マル扶だけでは配偶者の所得等の状況がわからないため、マル配も合わせて記入してもらう必要があります。

- ・住宅借入金等特別控除申告書

年末調整において住宅ローン控除を受ける従業員が提出する書類です。住宅ローン控除を受ける場合、初年度については確定申告が必要ですが、2年目以降は年末調整により控除が受けられます。

- ・源泉徴収票

会社が従業員に支払った年間の給与に関して、支払金額、給与所得控除後の金額、所得控除の合計額、源泉徴収税額などを記載する書類です。従業員に交付するほか、一定の場合、税務署にも提出する必要があります。

- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

弁護士や税理士に支払った報酬、外部に支払った原稿料や講演料などについて作成する書類です。支払調書を支払先に交付する義務はありませんが、一定額以上支払った場合、税務署に提出しなければなりません。

- ・法定調書合計表

源泉徴収票や支払調書の内容を集計した書類です。税務署に提出するために作成が必要です。

- ・給与支払報告書

源泉徴収票と同様の内容を記載する書類で、従業員が住んでいる市区町村ごとに作成が必要です。

5. 年末調整の流れ

年末調整の手順は、以下のようになります。毎年の作業となりますので、余裕を持ったスケジュールで処理しましょう。

年末調整のステップ

- ① 給与と源泉徴収の年間合計額を集計
- ② 給与所得控除後の給与金額を計算
- ③ 所得控除合計額の計算
- ④ 課税給与所得金額の計算
- ⑤ 年間税額の計算
- ⑥ 税額過不足の計算

- ① 給与と源泉徴収の年間合計額を集計

1月～12月までに支給した給与（賞与や一時金なども含む）の合計と、源泉徴収した所得税の合計を従業員ごとに集計します。年度途中で入社した従業員の場合は、前職で支給された給与も調整の対象になりますので、前職の源泉徴収票の提出を対象従業員に依頼します。

- ② 給与所得控除後の給与金額を計算

「給与所得控除」とは、所得税の計算で一定額を法律で定められた必要経

費として給与から差し引くことができる控除分です。この控除金額は、給与所得の合計によって決められています。給与（賞与含む）の総額に応じて給与所得控除額を計算し、給与（賞与含む）の総額から差し引き、「給与所得控除後の金額」を計算します。

報奨制度等による一時金を支給した場合、所得税の対象となり給与所得控除額が変わり、所得税の納付金額が源泉徴収額を上回る場合があります。その場合は不足金額を源泉徴収します。

③ 所得控除合計額の計算

所得税は配偶者・扶養者、保険料、住宅ローンなど、従業員の生活状況によって一定の金額が控除されます。これらの状況の確認と、証明する資料を収集します。通常11月初旬ごろに全従業員に「扶養控除申告書」と「配偶者特別控除申告書」を配布し、書面の記入と控除証明書など確認書類の提出を依頼します。

ほとんどの会社員に関連する控除対象は、主に以下の6項目です。

- ・扶養控除等（異動）申告書
- ・配偶者特別控除申告書
- ・自社の給与・賞与からの社会保険料控除額
- ・従業員が加入する生命保険・地震保険などの支払額と保険料控除証明書
- ・給与・賞与以外で支払った社会保険料の支払額と保険料控除証明書
- ・住宅ローン控除のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書（2年目以後）（注）

（注）住宅ローン控除の初年度は確定申告で処理しますが、2年目以後は年末調整での控除となります。

申告金額や証明書の確認作業が生じますので、提出締め切り日の設定は集計のギリギリにならないように調整しましょう。

④ 課税給与所得金額の計算

「給与所得控除後の給与合計額」から「所得控除合計額」を差し引いて、納付する所得税額を決定します。

* 1,000円未満端数は切り捨て

給与所得控除（平成29年～令和元年）

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額 × 40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額 × 30% + 180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額 × 20% + 540,000円
6,600,000円超 10,000,000円以下	収入金額 × 10% + 1,200,000円
10,000,000円超	2,200,000円（上限）

⑤ 年間税額の計算

「課税給与所得金額」から国税庁の「算出所得税額の速算表」に基づき、所得税額を精算します。

⑥ 税額過不足の計算

年末調整による所得税の清算金額が、源泉徴収の年間合計額より少なければ、差額を「還付」し、多ければ不足分を「徴収」します。

源泉徴収税の納付の際に、税務署に提出する「所得税徴収高計算書（納付書）」を年末調整の結果へ反映します。

通常、源泉徴収税の納付は、給与などを実際に支払った月の翌月10日までとなりますが、10人未満の会社など納期の特例を申請している場合は、半年分の源泉徴収税をまとめて納付できます。

年末調整を行う場合、従業員の「マイナンバー」を扱うことになります。情報漏えいなどのトラブルが起きないように、申告書などマイナンバーが記載されている帳票の管理は、厳重に行ってください。

6. 税制改正により令和2年（2020年）から年末調整が変わる

「平成30年度税制改正大綱」の影響を受け、令和2年（2020年）1月から源泉所得税の改正が行われます。これにより、令和2年（2020年）度の年末調整において、一部手続きに影響がでることが明らかになりました。

2018年度に配偶者（特別）控除の改正をうけて一部の申告書で様式変更が行われたばかりですが、今回の税制改正後も申告書が大幅に変更される予定で、年末調整業務が例年以上に複雑になる可能性も懸念されています。

今から変更点についてしっかり理解し、直前になって慌てないよう対策を立てておきましょう。

(1) 年末調整に影響する税制改正とは

令和2年（2020年）1月から施行される改正点のうち、年末調整に影響するものとして、以下の4点が上げられます。

- ① 給与所得控除の引き下げ
- ② 基礎控除の引き上げ
- ③ 所得金額調整控除の創設
- ④ 配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

具体的にどのような改正が行われるのか、1つずつ整理してみましょう。

① 給与所得控除の引き下げ

給与所得控除額は、被雇用者に対して適用されるもので、所得税の計算において最初に収入金額（年収）から差し引かれます。この控除の額が、令和2年（2020年）度より一律10万円引き下げられることになりました。

また、控除の要件である「給与等の収入金額」の上限が、現行の「年収1,000万円」から「年収850万円」となります。同時に、給与所得控除の上

限額も現行の220万円から195万円と変更されるため、年収850万円を超えると10万円以上の引き下げ額になります。

給与等の収入金額（年収）	給与所得控除額	
	2017～2019年度分まで	2020年度分以降
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円越 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円越 360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円越 660万円以下	収入金額×20%＋54万円	収入金額×20%＋44万円
660万円越 850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限額）
1,000万円超	220万円（上限額）	

（例） 年収860万円の場 合 → 実質、11万円の引き下げ
 現 行 860万円×10%＋120万円＝206万円
 改正後 195万円

② 基礎控除の引き上げ

基礎控除は、全ての納税者に対して適用されるもので、これまでは基礎控除に対して適用要件がなく、一律38万円が控除されていました。

しかし今回の改正に伴い、以下のように基礎控除にも適用要件が設定された上で、基礎控除の額が最大48万円に引き上げられることになりました。

これに伴い、住民税の基礎控除の額にも変更が生じます。住民税は、都道府県又は市町村が計算するもののため年末調整業務に直接影響はありませんが、令和2年（2020年）6月以降の給与から天引きされる徴収税額に影響することになります。

合計所得金額	基礎控除の額	
	2019年度分	2020年度以降分
2,400万円以下	38万円（33万円）	48万円（43万円）
2,400万円越 2,450万円以下		32万円（29万円）
2,450万円越 2,500万円以下		16万円（15万円）
2,500万円越		—

※（ ）内は、住民税の計算に使用される基礎控除の額

上記の表でも明らかなように、48万円の基礎控除額が適用されるのは合計所得金額が2,400万円（年収2,595万円）以下の場合に限られます。合計所得金額が2,400万円を超えると、基礎控除の額は段階的に引き下げられ、2,500万円（年収2,695万円）を超えた場合は控除対象から外れることとなります。

つまり、前述した「給与所得控除の引き下げ」と合わせると年収850万円まではプラスマイナス0になり、現行と比較してもさほど大きく影響しませんが、年収850万円を超えると実質的に「所得税の増税」になります。

	給与等の収入金額（年収）		
	～850万円以下	850万円超～2,595万円以下	2,595万円超～
給与所得控除の増減 (2019年度対比)	－10万円	－10万円以上～－25万円	－25万円
基礎控除の増減 (2019年度対比)	+10万円	+10万円	6万円、－22万円、 －38万円のいずれか
所得税への影響	0 所得税に影響なし	給与所得控除の減額分だけ 差額が生じ増税	さらに増税

③ 所得税額調整控除の創設

今回の税制改正で、年収850万円を超えると所得税が増税となることを受け、介護や子育て世代の負担が増えないよう、新しく「所得金額調整控除」という控除が創設されることになりました。これは、給与所得控除の引き下げが行われると同時に適用されます。

対象者は、年収が850万円を超え、かつ、以下3つの条件のいずれかに該当する従業員となります。

- (イ) 本人が特別障害者である場合
- (ロ) 23歳未満の扶養親族がいる場合
- (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

④ 配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

上記①から③の改正に伴い、各種控除を受けるために、配偶者や扶養親族などの合計所得金額の要件も見直されることになりました。

具体的には、以下の5つの要件が見直されます。

- A) 一生計配偶者の合計所得金額要件
- B) 扶養親族の合計所得金額要件
- C) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件
- D) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件
- E) 勤労学生の合計所得金額要件

7. まとめ

令和元年の年末調整はこれまでと変わりませんが、令和2年（2020年）からは年末調整が大きく変わる予定です。令和2年（2020年）以降は年末調整の書類も複雑になるので、あらかじめ国税庁のWebサイトなどで確認しておきましょう。

賞与計算

毎月の給与と同様に、賞与からも社会保険料や所得税が天引きされます。しかし、賞与では、社会保険料率や所得税の計算方法が通常の給与とは違います。今回は、賞与とは何か、賞与における社会保険料や源泉所得税の計算方法についてご説明します。

1. 賞与（ボーナス）とは

賞与とは何でしょうか。「ボーナス」と言ったほうが身近ですね。念のために、「賞与」の定義を2つの法律から確認してみましょう。

① 健康保険法・厚生年金保険法

賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいいます。

② 所得税法

賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいいます。

この2つのなかでも共通しているように、毎月の給与とは別に支払われる労働の対価を「賞与（ボーナス）」と呼びます。

なお、自社製品といった現物で支給されるものも賞与に含まれます。一方、年4回以上支給されるものは賞与とはみなされず、月次給与として扱われます。

2. 賞与計算・給与計算のやり方の違い

賞与と給与との取り扱いの違いは次のとおりです。

① 健康保険料・（介護保険料）・厚生年金保険料の計算方法が違う

給与では「標準報酬月額」を使いますが、賞与では「標準賞与額」を使います。

② 源泉徴収税の税率が違う

「給与所得の源泉徴収税額表」ではなく、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使います。

③ 源泉徴収税の計算方法が違う

前月給与をもとに税率が決めるため、計算の流れが違います。

④ 賞与支払届・賞与支払届総括表を提出しなければならない

年に1回提出する算定基礎届や支払調書などと異なり、支払いの5日後までに提出しなければなりません。

それでは、次の項目で具体的な計算方法を確認していきましょう。

3. 賞与の社会保険料の計算

賞与にかかる社会保険料と所得税は、社会保険料を差し引いたあとに所得税を差し引きます。まず、社会保険料率と社会保険料の計算方法を見ていきましょう。

① 健康保険料の計算

賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた金額（標準賞与額）に、保険料率を掛けて計算します。保険料率及び保険料額は、保険料額表などで求めることができますが、保険料率は毎年改定される点に注意が必要です。

健康保険料 = 標準賞与額 × 保険料率

※ 健康保険料は、事業主と被保険者が半分ずつ負担（労使折半）。

「協会けんぽ」は全国健康保険協会が運営しており、一般に中小企業が多く加入しています。一方、大企業は自社やグループ会社全体で健康保険組合を設立している場合が多いです。協会けんぽは、会社がある都道府県により健康保険の保険料率が異なりますが、健康保険組合は3.0%～13.0%の範囲内なら自分で保険料率を決めることができます。

一般に、健康保険組合の保険料率の方が、協会けんぽの保険料率よりも低く設定されている場合がほとんどです。また、健康保険料は通常労使折半となっていますが、健康保険組合のなかには被保険者の保険負担率を少なくし、従業員を優遇している組合もあります。

◇ 健康保険料の計算例

東京都にあるA社（協会けんぽに加入）が令和元年（2019年）6月、営業職のBさん（45歳、扶養親族2人）に賞与50万円を支払う場合（補足：Bさんの前月の給与は30万円）

Bさんの健康保険料 =

$$50万円 \times 9.90\% \times 1/2 = 24,750円$$

② 厚生年金保険料の計算

上記②の健康保険料と同様に、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた金額（標準賞与額）に保険料率を掛けて計算します。厚生年金基金に加入している場合は、保険料率は基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率になります。

厚生年金保険料 = 標準賞与額 × 保険料率

※ 厚生年金保険料は事業主と被保険者が半分ずつ負担（労使折半）。

また、厚生年金保険の保険料率は毎年改定されてきましたが、平成29年9月分（10月納付分）からは固定されます。（18.300%で固定。厚生年金基金加入員を除いた、一般・坑内員・船員に適用）

◇ 厚生年金保険料の計算例＞

上記の健康保険料の計算例のケース（A社が令和元年（2019年）6月にBさん（45歳、月収30万円、扶養親族2人）に賞与50万円を支払う場合）では、Bさんの厚生年金保険料は、以下ようになります。

$$\begin{aligned} \text{Bさんの厚生年金保険料} &= \\ 50万円 \times 18.300\% (\text{一般の被保険者}) \times 1/2 &= 45,750円 \end{aligned}$$

③ 介護保険料の計算

賞与にかかる介護保険料も、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた金額（標準賞与額）に保険料率を掛けて算出します。保険料率は、健康保険料率とともに毎年改定されます。

$$\text{介護保険料} = \text{標準賞与額} \times \text{保険料率}$$

※ 介護保険料は、原則として、事業主と被保険者が半分ずつ負担（労使折半）。

協会けんぽの平成31年3月分（5月1日納付期限分）からの介護保険料率は、「1.73%」（参考：全国健康保険協会）です。

なお、介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の資格取得日は40歳の誕生日の前日であり、誕生日の前日が属する月から介護保険料が徴収されます。例えば、7月1日生まれの人が40歳になる場合、資格取得日（誕生日の前日）が6月30日のため、6月から介護保険料の徴収が始まります（会社員の場合は6月分の賞与から天引き）。

◇ 介護保険料の計算例＞

上記の健康保険料の計算例のケース（A社が令和元年（2019年）6月にBさん（45歳、月収30万円、扶養親族2人）に賞与50万円を支払う場合）では、Bさんの介護保険料は、以下ようになります。

$$\begin{aligned} \text{Bさんの厚生年金保険料} &= \\ 50万円 \times 1.57\% (\text{第2号被保険者}) \times 1/2 &= 3,925円 \end{aligned}$$

④ 賞与の雇用保険料の計算

雇用保険料は、健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料とは違い、賞与額に保険料率を掛けて計算します。雇用保険料率は事業の種類によって異なり、また事業主と被保険者でも異なります。なお、保険料率は毎年見直されます。

$$\text{雇用保険料} = \text{賞与額} \times \text{保険料率}$$

◇ 雇用保険料の計算例

上記の健康保険料の計算例のケース（A社が令和元年（2019年）6月にBさん（45歳、月収30万円、扶養親族2人）に賞与50万円を支払う場合）では、Bさんの雇用保険料は以下ようになります。

Bさんの雇用保険料 =

$$50万円 \times 0.3\% \text{ (一般の事業の労働者負担。平成31年度)} = 1,500円$$

4. 賞与の源泉所得税の計算

社会保険料と雇用保険料の計算が終わったら、次は所得税の計算になります。賞与にかかる所得税は、以下の計算式で算出します。

賞与の源泉徴収税額 = 賞与から社会保険料を差し引いた金額 × 税率
税率は、次の方法で求めます。

まず、①前月の給与から社会保険料を差し引いた金額と、②扶養親族等の人数を確認します。この①と②を基に「賞与に対する源泉徴収額の算出率の表」から、税率を求めることが可能です。

ただし、前月の給与の金額（社会保険料等控除後の金額）の10倍を超える賞与（社会保険料等控除後の金額）を支払う場合や、前月に給与の支払いがない場合の源泉徴収税額を計算する場合は国税庁ホームページを参照してください。

なお、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」は、国税庁のWebページでご参照いただけます。

◇ 源泉所得税の計算例

上記の健康保険料の計算例のケース（A社が令和元年（2019年）6月にBさん（45歳、月収30万円、扶養親族2人）では、Bさんの源泉所得税は以下のように計算します。

① 前月の給与（30万円）－ 社会保険料等

$$\begin{aligned} & (30万円 \times 9.90\% \times 1/2 + 30万円 \times 18.300\% \times 1/2 \\ & + 30万円 \times 1.57\% \times 1/2 + 30万円 \times 0.3\%) \\ & = 254,895円 \end{aligned}$$

② 扶養親族2人、①が254,895円の場合の「賞与に乗すべき率」は2.042%

③ 賞与から源泉徴収する税額

$$\begin{aligned} & \{50万円 - (24,750円 + 45,750円 + 3,925円 + 1,500円)\} \times 2.042\% \\ & = (50万円 - 75,925円) \times 2.042\% \\ & = 8,660円 \end{aligned}$$

賞与から控除する源泉所得税は「8,660円」です。

したがって、Bさんの賞与の手取り額は、

$$50万円 - (75,925円 + 8,660円) = 415,415円$$

となります。

5. 賞与支払届・賞与支払届総括表も忘れずに

賞与を支給したら、支給日の5日以内に「被保険者賞与支払届」を提出してください。提出先は、年金事務所または健康保険組合です。

提出を怠ると、従業員の年金額が正しく計算されなくなります。もし自分がした保険料の計算にミスがあったとしても、気づくことができません。従業員の人生設計に大変な影響を与えてしまうかもしれないのです。

法人税入門

第4章

【税額計算と申告・納付】

2 同族会社に対する特別な税金

同族会社について、なんとなく一族で経営している会社というようなイメージだけを持っている方も多いと思いますが、税法上では明確な定義が定められています。

一族で経営している以外でも税法上の同族会社になる場合があり、該当すると法人税が高くなる可能性があるため、経営者の方は気をつける必要があります。

そこで、同族会社の定義や同族会社に適用される法人税に関する特別規定について解説します。

1. 同族会社の定義と判定基準

同族会社とは、簡単にいうと少数の株主が経営権を掌握している会社のことです。

法人税法では、株主等の3人以下とその同族関係者である個人や法人が、以下のいずれかの条件に当てはまる場合に、同族会社と判定されます。

- ① 保有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%を超える（※株式の総数及び発行済株式には、議決権のない株式も含む）
- ② 保有する議決権が、その会社の議決権の50%を超える
- ③ 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）である場合に社員の総数の50%を超える

ちなみに、国税庁の調べによれば、わが国にある会社の数は、
約262万社
といわれています
そのうち、ナント
約98%
が同族会社で占められています。

(1) 「株主等の3人以下」とは

原則として、株主等とは株式名簿に名前が記載されている人のことをいいます。つまり、その会社の株式を所有していれば、株主等に含まれるということです。

ただし、会社の株主名簿に記載されている株主と、その株式の実質的な所有者が異なる株式（名義株）については、実際の権利者が株式等として取り扱われます。そのため、名義を貸している株式名簿上の株主は株式等に含まれません。

また、自己の株式を有する法人の場合、株主等にはその法人を含めません。加えて、発行済株式の総数にも自己の株式は含めません。

(2) 「同族関係者」とは

株主等と特殊な関係にある個人や法人である「同族関係者」にあたるのは、以下に該当する個人や法人のことです。

① 特殊関係のある個人

- イ 株主等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ロ 株主等の内縁の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者）
- ハ 個人株主の使用人
- ニ 上記イ～ハ以外で株主等から金銭や資産の援助を受け生計を維持している者
- ホ 上記ロ～ニの者と生計を一にする親族（生計を一にするとは必ずしも同居していることを必要としない）

② 特殊関係のある法人

- イ 株主等の1人で50%超の株式や議決権を有している他の会社
- ロ 株主等の1人と上記イの会社で50%超の株式や議決権を有している他の会社
- ハ 株主等の1人と上記イ及びロの会社で50%超の株式を有している会社

2. 特定同族会社の判定基準

特定同族会社とは、同族会社のうち、その会社の発行済株式総数の50%超を被支配会社でない法人株主を除いて1グループの株主にもたれている会社をいいます。

被支配会社とは、その会社の発行済株式総数の50%超を1グループの株主にもたれている会社をいいます。

すなわち、1グループの大株主に支配されている会社を、いいます。

次の例でみると、以下のようになります。

- 甲会社 → 同族会社、特定同族会社
- 乙会社 → 同族会社、非特定同族会社

したがって、税法では、会社を次の4つに分けています。

- ① 非同族会社
- ② 同族会社 → 特定同族会社（留保金課税対象）
- ③ 同族会社 → 非特定同族会社
- ④ 同族会社 → その他同族会社

同族会社の中で、被支配会社であり、かつ特定の要件を満たすと「特定同族会社」と判定されます。

特定同族会社と判定されるまでの過程を、順を追って説明しましょう。判定要素の1つとなるのは、同族会社の中の1つの株主グループが保有する発行済株式の割合です。

3. 同族会社のメリット・デメリット

同族会社には以下のようなメリット・デメリットがあります。

① メリット

同族会社の最大のメリットは、意思決定が迅速に行えることです。少数の親しい人たちが経営の中心となるので、意見の衝突が起こりにくくなり、スムーズに意思決定から実行へと移すことができます。

また、同族会社には、事業承継が行いやすいというメリットもあります。

事業承継が難しいと言われる背景には「後継者が見つからない」「後継者の育成が間に合わない」などさまざまな理由がありますが、同族会社の場合は経営者の子息等が役員であることが多いため、前もって後継者育成を進めておくことができます。

後継者が企業の雰囲気や経営状況なども把握しやすいことから、事業承継後も経営がスムーズに行えることが考えられます。

② デメリット

会社の経営権が少数に集中しているため、経営者による会社の私物化や、能力に見合わない役職に就くなど、不当な人事が発生しやすくなるというデメリットがあります。

経営者とその周りの人たちによる内部の不祥事により、企業経営がうまくいかなくなってしまう可能性もあるのです。

上記に付随して、税務に関する不正が容易に行われてしまうことも想定できることから、同族会社には法人税に関する3つの厳しい規定が設けられることとなります。そのため、ほかの組織形態の会社よりも税務上不利になるといえます。

また、同族会社における株式の評価方法について、「高い評価額で評価されてしまう」、「計算方法が複雑になる」、「事業承継や相続の節税対策が難しい」といったデメリットもあります。

青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○期末 | 期末とは、会計年度（事業年度）の終わりの日

期首とは、会計期間の最初の時点を行い、期末とは会計期間の最後の時点を行います。

例えば、3月決算の会社を例に考えてみましょう。

3月決算の会社とは、4月1日から翌年の3月31日までを会計期間とする会社です（学校と同じイメージです）。この場合、会計期間の最初の日である4月1日が期首、会計期間の最後の日である3月31日が期末となります。なお、この会計期間の最後の日である3月31日は、決算日などとも言います。

個人事業主の場合は、税金との関係により、1月1日から12月31日の1年間を会計期間としますので、個人事業主の期首は1月1日、期末が12月31日となります。

期末（決算日）は1年の最後の日なので、会計上は様々な処理（決算整理）が必要となります。1年の最後12月31日に大掃除を行うのと同じようなことを簿記や会計でも行うこととなります。

上記のとおり、個人事業主の場合は税金計算（確定申告）との関係で、必ず1月1日から12月31日までの1年が会計期間となります。会社の場合はそのような決まりはありませんので、様々な会計期間や期首・期末があります。

例えば、9月決算と呼ばれる会社の期首と期末は、どのようになるのでしょうか。9月決算と呼ばれる会社は、9月の末日を期末（決算日）とする会社ですので、10月1日が期首、翌年の9月30日が期末となります。

では、2月20日決算と呼ばれる会社の期首と期末はどのようになるのでしょうか、考えてみましょう。

3月決算	4月1日を期首、3月31日を期末とする会社です。 学校の学年と同じイメージです。
9月決算	10月1日を期首、9月30日を期末とする会社です。
12月決算	1月1日を期首、12月31日を期末とする会社又は個人事業主です。 個人事業主は確定申告との関係でこの期間を会計期間とします。
2月20日決算 (2月決算)	2月21日を期首、翌年の2月20日を期末とする会社です。 スーパーなどの小売業でみられる会計期間です。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎別途積立金の仕訳

1. 別途積立金は

(1) 別途積立金の定義・意味など

別途積立金とは、貸借対照表上の表示科目のひとつとして、株主総会の決議により利益処分として任意に積み立てる、目的を限定しない積立金をいう。

(2) 法人・個人の別

別途積立金は法人特有の勘定科目である。

(3) 別途積立金の位置づけ・体系（上位概念等）

◇その他利益剰余金

利益剰余金は利益の留保額（いわゆる内部留保）であり、利益準備金とその他利益剰余金とに大別される。そして、その他利益剰余金は任意積立金と繰越利益剰余金に大別されるが、このうち任意積立金は、目的を限定した修繕積立金などと目的を限定しない別途積立金とに大別される。

- ・利益剰余金
 - ・利益準備金
 - ・その他利益剰余金
 - ・任意積立金
 - ・修繕積立金・配当積立金・役員退職積立金など
 - ・別途積立金
 - ・繰越利益剰余金

2. 別途積立金の決算等における位置づけ等

(1) 別途積立金の財務諸表における区分表示と表示科目

貸借対照表 > 純資産の部 > 利益剰余金
> その他利益剰余金 > 別途積立金

(2) 表示科目

◇別途積立金

任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す項目をもって区分し、それ以外について「繰越利益剰余金」として区分する。

3. 別途積立金の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

◇使用する勘定科目・記帳の仕方等

別途積立金は、積み立てる場合も取り崩す場合も、株主総会の決議が必要になる。株主総会の決議により利益処分として別途積立金を積み立てたときは、別途積立金勘定の貸方に記帳して資本計上するとともに、繰越利益剰余金勘定の借方に記帳して減少させる。また、株主総会の決議により別途積立金を取り崩したときは、別途積立金勘定の借方に記帳して減少させるとともに、繰越利益剰余金勘定の貸方に記帳して増加させる。

(2) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 株主総会の決議により別途積立金を取り崩したとき

例題 株主総会の決議により別途積立金100万円を取り崩した。

別途積立金	1,000,000	繰越利益剰余金	1,000,000
-------	-----------	---------	-----------

2 別途積立金の積み立て—株主総会の決議があった時の仕訳例

例題 本日、株主総会が開催され、株主に対し配当金100,000円を配当すること及び利益準備金10,000円と別途積立金20,000円を積み立てることが決定された。

繰越利益剰余金	130,000	未払配当金	100,000
		利益準備金	10,000
		別途積立金	20,000

★ポイント★ 株主総会で剰余金の配当が決議され、配当金として100,000円を株主に分配し、利益準備金として10,000円および別途積立金として20,000円を積み立てることが決議されていますので、その合計金額である130,000円を借方に「繰越利益剰余金130,000円」と記入してください。

また株主総会決議により、株主に対し100,000円を支払わなければならない義務が発生しますので貸方に「未払配当金100,000円」と記入し、負債が発生したことを記帳します。さらに、あらたに利益準備金及び別途積立金という純資産が増加していますので貸方に「利益準備金10,000円」「別途積立金20,000円」と記入することになります。

4. 別途積立金の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

消費税法上、別途積立金は不課税取引として消費税の課税対象外である。